

第 7 4 号 議 案

東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校
薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提 案 理 由)

この案は、厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）等の
改正に伴い、傷病補償年金等の額に関し、規定の整備を図るため
提出します。

東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校
薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

付則第7条第1項の表傷病補償年金の項中「障害厚生年金」の次に「又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項若しくは附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）」を加え、「国家公務員共済組合法」を「平成24年一元化法附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「地方公務員等共済組合法」を「平成24年一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に、「私立学校教職員共済法」を「平成24年一元化法附則第79条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法第4条の規定による改正前の私立学校教職員共済法」に改め、同表障害補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改め、同表遺族補償年金の項中「遺族厚生年金」の次に「又は平成24年一元化法附則第41条第1項若しくは附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この条において「遺族厚

生年金等」という。)」を加え、同条第2項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同条第3項の表及び第4項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。